

令和7年度第1回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時 令和7年10月2日（木）午後2時

2 場 所 甲斐市役所 本館3階 大会議室

3 出席者

【国保運営協議会委員】

定数18名のうち、11名出席

【事務局】

副市長、市民生活部長、保険課長、収納課長

国民健康保険給付係長、国民健康保険税係長

4 内 容

（1）令和6年度国民健康保険特別会計決算概要について

令和6年度国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明いたします。

令和6年度の歳入合計66億1,792万円に対しまして、ページ下から3行目の歳出合計は65億7,387万8千円であり、歳入歳出差引額はその下4,404万2千円でありました。

国保の財政調整基金の残高でございます。令和6年度末の残高は10億3,821万4千円となっております。

歳入についてご説明いたします。

国民健康保険税ですが、決算額は12億8,800万5千円でした。前年度より4,300万円ほど減少しており、毎年減少傾向にあります。これは、被保険者数が社会保険加入適用の拡大や75歳年齢到達による後期高齢者医療への移行などにより、減少傾向となっているためです。

次に、国庫支出金につきましては、東日本大震災に伴う医療費の一部負担金免除の特例措置、および社会保障税番号システム整備補助金です。

次に、県支出金でございます。歳入合計の68.8%を占めており、保険給付に必要な費用として県から交付される保険給付費等交付金のうち、普通交付金が44億671万4千円、特別交付金が1億4,680万9千円、医療費窓口無料化に伴う対策費補助金が98万7千円です。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が、4億4,425万6千円で、内訳としては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、未就学児軽減措置繰入金、産前産後保険税繰入金などです。また、財政調整基金から2億2,133万2千円を繰り入れております。

次の繰越金8,813万2千円は、令和5年度決算残高です。

財産収入25万7千円は、財政調整基金の利子です。

使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料で、諸収入は、延滞金、加算金及び過料と雑入です。

次に歳出について説明します。

総務費は、人件費や事務費等で、決算額は1億31万4千円でした。

保険給付費は、44億3,297万8千円であり、歳出全体の67.5%を占めておりますが、被保険者数減少の影響から、前年度と比較して約0.8%の減少となりました。

国民健康保険事業納付金は、県への納付金で、19億3,154万3千円でした。

保険事業費5,937万8千円は、病気の予防や早期発見を目的とした健康診査の経費や保健指導にかかる費用、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知の作成委託料と郵便料であります。

基金積立金4,117万3千円は、前年度までの繰越金の一部と基金の運用利子を財政調定基金へ積み立てたものです。

諸支出金849万2千円は、保険税還付金と還付加算金及び国庫負担金等の確定に伴う償還金です。

国民健康保険税の歳入関係資料です。令和6年度収納率は現年度分が94.56%、滞納繰越分が27.16%で、現年度分で0.38ポイント、過年度分で2.88ポイントと、どちらも令和5年度より下がっています。

総額医療費、保険給付費及び保険税収納額は平均被保険者数がR2：15,559人からR6：13,521人と年々減少していることから、総額医療費、保険給付費及び保険税収納額についても、減少傾向にあるものと考えております。なお、令和2年度はコロナの影響により医療機関への受診控えがあり、反動で令和3年度は受診が増えたと思われます。年度の上に記載してある数字は、各年度の現年度の収納率となります。こちらは、還付未済金を加味した数字ですので、前述の収納率とは異なっておりますので、ご承知おください。

本市の保険税は、令和4年度に税率を下げたことにより、収納率が上昇しました。令和6年度も税率は据え置いたものの、一人当たりの保険料は令和5年度並みに上昇しました。これは、賃上げ等により所得が上昇したものと考えられます。

世帯、一人当たりの医療費および保険税と平均被保険者数ですが、総額医療費は減少傾向にあるとご説明いたしましたが、1世帯や一人当たりの医療費は、増加傾向にあります。これは、本市の年齢層が高齢化していることも一つの要因であり、年齢とともに医療機関への受診が増加し、医療費についても上昇傾向にあることが考えられます。また、一人当たり保険税の推移については、先ほども申し上げましたが、令和4年度は税率を引き下げたことにより、4,335円の減額になりました。しかし、令和6年度は税率を据え置きましたが、令和5年度と比較すると2,251円の増額となっております。

(質疑) 市民税や固定資産税等はやっているだろうと推察しますが、国保では滞納処分として競売や給与の差押等はしているのか。

(回答) 国民健康保険税について、他の市税と同様に滞納処分は行っております。市税と国保税全体で、371件差押を行い、このうち国保税に係る差押は135件行っております。滞納金額は市税全体で5,200万ほどですが、このうち国保税では2,049万9,336円滞納処分を行っております。主に預貯金の差押、給与、生命保険なども差押を行っているところです。

(2) 令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

令和7年度甲斐市国民健康保険税の本算定結果についてご説明します。

国民健康保険税率につきましては、令和4年度に国保税率の引き下げを行い、令和5年度に引き続き、令和6年度・令和7年度も税率を据え置きとしております。

予算額は、令和7年度の当初予算であり、本算定の算定結果は、調定額12億7,318万8千円、収入見込額12億1,265万円となり、現時点では、予想額を上回る算定結果となりましたが、今後も収納率向上に努め、不足額が生じた場合につきましては、国民健康保険財政調整基金を活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に算定状況についてです。

(1) 世帯数・被保険者数状況ですが、令和7年度本算定では9,033世帯、被保険者数は13,319人と、令和6年度と比較しますと、ともに減少しています。

(2) 調定額の状況につきましては、令和7年度本算定の一世帯当たり調定額は14万2,820円、一人当たり調定額は9万6,681円と、令和6年度と比較しますと、令和7年度も増額なっています。

(3) 国民健康保険税の軽減につきましては、低所得者に対し保険税の軽減を行っており、軽減世帯数は医療保険分と後期高齢者支援金分で4,699世帯、介護保険分につきましては、1,845世帯となりました。

対前年度比較では、医療保険分と後期高齢者支援金分は186世帯減少、介護保険分は2世帯減少しています。

未就学児につきましては、278人、対前年度比較では14人減少しています。

(4) 国民健康保険税の限度額超過については、ある一定額以上の所得がある場合、限度額までしか課税されない制度であり、制度改正により、令和7年4月から医療保険分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を24万円から26万円にそれぞれ引き上げを行いました。その結果、介護保険分17万円を合わせた、課税限度額の合計は109万円となります。

今回、限度額を超えた世帯数は、医療保険分は93世帯、後期高齢者支援金分が70世帯、介護保険分が60世帯です。

令和7年6月末現在の年齢階層別の被保険者数は65歳～74歳までの高齢者が全体の43.2%を占めています。被保険者に対する高齢者の割合は、全国的に増加傾向にあり、このことも被保険者一人当たりの医療費が増加傾向にある要因の一つであると思われます。令和7年度所得階層別世帯内訳につきましては、国民健康保険税は世帯課税であり、所得階層を0円、2,033世帯で、22.5%となっており、100万円以下までの累計割合は47.7%と半数弱を占めています。

所得階層別世帯グラフにしたもので、世帯数が棒グラフ、割合を折れ線グラフで示したもののになります。

(質疑) 質問なし

(3) 令和7年度国民健康保険制度の改正点について

令和7年度制度改正についてです。

1 国保税の課税限度額の引き上げについてでございます。

地方税法の改正に伴い、専決処分により条例の一部改正を行い、5月に議会に報告し、承認いただきました。

基礎課税分の課税限度額が6.5万円から6.6万円に1万円引き上げとなり、後期高齢者支援金等分の課税限度額が2.4万円から2.6万円に2万円引き上げとなりました。

2 軽減判定所得の算定の引き上げにつきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を、29万円5千円から30万5千円に引き上げ。2割軽減を54万5千円から56万に引き上げ、軽減となる対象世帯の範囲が拡大されたものでございます。

3 入院時の食事の基準の見直し等 につきましては、表のとおりそれぞれの区分に応じて、10円から20円の増額となっております。

(質疑) 質問なし

(4) その他

1 子ども・子育て支援金制度についてです。

令和5月12月22日に閣議決定された、「こども未来戦略」において、子育て世帯を対象とする支援の拡充として「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

こども未来戦略において、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える仕組み、との説明があり、全ての医療保険者が費用負担することとなります。

現在の甲斐市国民健康保険税は、(イ)にあるとおり基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3方式ですが、来年度からはここに子ども・子育て支援金分が加わって、4方式となります。

現時点での子ども・子育て支援金分の税率を定めるための算定基準等は国から示されていないため、何とも言えませんが、11ページにあるとおり、令和8年度は加入者一人当たり、月額250円を見込む、との説明資料が提示されております。

なお、子ども・子育て支援金分については、「子ども・子育て支援金制度」が少子化対策に係る政策であることから、「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもにかかる支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる」、との説明が展開されております。

また、子ども・子育て支援金分を加えた4方式になることで、令和8年度の税率を協議する必要がありますが、先ほど申し上げましたとおり、本日時点で税率を定めるための算定基準や県の標準税率等は示されていない状況です。引き続き情報収集に努め、改めて本会で示したいと考えております。

なお、財政調整基金残高が、令和6年度末時点で約10億円となりましたが、今後の被保険者数は引き続き、後期高齢者医療に移行する人数が国保新規加入者より多い「転出超過」の状況となり、減少すると思われます。それにより、税収と医療費ともに減少を続ける

ことから、税率の見直しはもう少し先送りにしても良いのではないかと判断されます。
この点も踏まえ、総合的に判断して来年度の税率について協議させていただきたいと思
います。

(質疑) 質問なし